

# 支払条件変更覚書

本支払条件変更覚書（以下「本覚書」という。）は、甲乙間で締結された原契約（第1条に定める。）に定める支払条件を変更することについて、当事者間の合意事項を明らかにするものである。

## 第1条（原契約の特定）

甲乙は、●●年●●月●●日に締結した●●（以下「原契約」という。）の支払条件について、本覚書の定めに従い変更することに合意する。

## 第2条（支払条件の変更）

原契約に定める支払条件を、以下のとおり変更する。

- 支払期日 → 毎月末日締め、翌月●●日までに支払うものとする。
- 支払方法 → 銀行振込（甲の指定口座）とする。
- その他支払にかかる条件は、変更後の条項に従うものとする。

## 第3条（変更の適用範囲）

本覚書の変更は、●●年●●月分以降の請求に適用されるものとする。

- 本覚書の効力発生日前に既に発生した請求については、変更前の支払条件が適用されるものとする。
- 遅延損害金の計算基準は、変更後の支払期日起算とする。

## 第4条（その他の約款）

本覚書に定めのない事項については、原契約のとおりとする。本覚書と原契約の支払条件に関する条項に抵触する場合には、本覚書の定めが優先する。

甲： \_\_\_\_\_（署名押印） 乙： \_\_\_\_\_（署名押印）